

〇〇事業 基本協定書（案）

福井県（以下、「甲」という。）と、〇〇市または〇〇町（以下、「乙」という。）と、〇〇（優先交渉権者）（以下、「丙」という。）は、若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクトに関する民間提案事業における提案事業「〇〇〇（提案名）」（以下、「本事業」という。）に関して、次のとおり基本協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

なお、本協定に特段の定めがある場合を除き、本協定において用いる用語の定義は、「若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクトに関する民間提案事業募集要項」（以下、「募集要項」という。）に定められたとおりとする。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、丙が優先交渉権者となったことを確認し、円滑な事業実施のため、本事業に関する実施協定（以下、「実施協定」という。）および土地の貸付に関する書面での手続きを行うまでの甲、乙および丙の義務等の基本的な事項を定めることを目的とする。

（責務）

- 第2条 甲、乙および丙は、本協定の定めを信義に従い、誠実に履行しなければならない。
- 2 丙は、募集要項に従い、甲および乙に提出した提案書類および付随する一切の書類（以下、「提案書類等」という。）を基に、本事業の実施に向け、甲および乙と協議を行う。
- 3 丙は、前項に規定する協議および選考委員会からの意見や要望事項等を踏まえ、実施計画書（以下、「実施計画書」という。）の作成を行い、甲および乙に提出し承認を得る。
- 4 丙は、前項で承認された実施計画書に記載の事業を実施する責を負う。
- 5 甲および乙は、実施計画書の作成にむけて、丙に必要となる情報の提供等の協力をしなければならない。

（役割分担等）

第3条 本事業の実施に際し、丙は、次のとおり分担して実施するものとする。

業務名	担当法人	※乙がグループを形成する場合に記載 （記載例）	
〇〇〇	〇〇	【業務名】	【担当法人】
〇〇〇	〇〇	全体統括（代表）	A 社
〇〇〇	〇〇	設計業務	B 社
〇〇〇	〇〇	工事業務	C 社
〇〇〇	〇〇	施設運営	D 社

（構成法人の離脱）

- 第4条 構成法人の一が本事業から離脱した場合であっても、丙はこの離脱にかかわらず本事業を継続して実施する責任を負うものとする。
- 2 構成法人の一が本事業から離脱したことによって甲および乙に損害が発生した際は、丙は、当該損害の全てを甲および乙に対して賠償しなければならない。

（実施計画書の承認）

第5条 丙は、令和〇年〇月〇日までに甲および乙による実施計画書の承認を受けるものとする。ただし、甲および乙がやむを得ないと認める場合は、甲および乙と丙が協議して新たに期限を定めるものとする。

- 2 前項の規定により新たな期限を定めようとする場合は、甲および乙または丙は、相手方に対して令和〇年〇月〇日までに申し出なければならない。

(実施協定および土地の貸付に関する契約)

第6条 甲、乙および丙は、実施計画書の承認を経て、実施協定を締結するものとする。

- 2 甲または乙は、実施協定締結後に、丙と土地の貸付に関する書面による手続きを行うものとする。

(実施計画書の承認に至らない場合における処理)

第7条 次に掲げる事由により実施計画書の承認に至らない場合における費用（甲または乙または丙が本事業のために要した費用およびこの条の規定により本協定を解除するために要した費用）については、本協定の当事者各自の負担とし、相手方に当該費用を請求することができない。

- (1) 天災地変その他の甲または乙または丙のいずれの責めにも帰すことができない事由により、次の状態となった場合
ア 本事業の実施が不可能または極めて困難になった場合
イ 提案事業の内容に関し、極めて重大な変更があった場合（アに掲げる場合を除く。）
(2) 次条の規定により、本協定が解除された場合

(強制解除)

第8条 次に掲げる場合は、甲および乙は、事前に丙に通知し、協議することなく、丙の優先交渉権者の地位を解消し、本協定を解除することができるものとする。

- (1) 第5条第1項に規定する期限（同項第2項の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限）までに実施計画書が承認されない場合
(2) 丙が、次条の規定に違反した場合で、甲および乙が本事業の実施に支障があると認める場合
(3) 丙が、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条第1号または第19号の規定に違反（以下、「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令または第62第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定した場合
(4) 丙またはその役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条または独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下、同じ。）場合
(5) 前2号に規定するもののほか、丙またはその役員若しくは使用人が独占禁止法違反行為をし、または刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになった場合
(6) 丙が、次のいずれかに該当する場合
ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員および支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者および理事等、個人にあってはその者および支店または営業所を代表する者をいう。以下、この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、この号において「暴力団」という。）の構成員および暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下、この号において同じ。）であると認められる場合
イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる場合

ウ 役員等または使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等または暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体または個人という。以下、この号において同じ。）を利用するなどしていると認められる場合

エ 役員等または使用人が、暴力団若しくは暴力団員等または暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、または便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、または関与していると認められる場合

オ 役員等または使用人が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

カ 役員等または使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる場合

(7) 丙が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを受けた場合

（秘密保持）

第9条 甲、乙および丙は、本事業に関して相手方から秘密情報として取得した情報について、相手方の事前の承認を得ることなく第三者に開示し、または本協定の履行の目的以外に使用してはならない。ただし、法令の規定に基づき開示が要求される場合、裁判所により開示が命じられた場合、丙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合、または甲および乙が情報公開条例等に基づき開示する場合は、この限りでない。

（協定の変更）

第10条 本協定の変更は、甲、乙および丙の書面による合意により行うものとする。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から実施協定締結の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第9条、次条および第13条の規定の効力は、本協定の解除または期間満了による終了後においても存続する。

（協議等）

第12条 本協定に規定のない事項または本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義を生じた場合は、甲、乙および丙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（準拠法および裁判管轄）

第13条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和○年○月○日

甲 福井県福井市大手3丁目17-1
福井県知事 杉本 達治

乙 福井県○○市○○
○○市長 ○○ ○○
または
福井県○○町
○○町長 ○○ ○○

丙 ○○県○○市○○
○○○株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○